

3 所得税—その2

9-29 主な金融資産等に対する課税の状況（平成9年12月税制調査会）

主な金融資産等に対する課税の状況

	保有段階	譲渡段階	
	所得課税	所得課税	取引課税
預貯金等 （含. 金融 類似商品） （注1）	【利子】 源泉分離課税（20%源徴。 但し、老人マル優・住宅 （年金）財形非課税あり）	—— （但し、譲渡性預金等は 総合課税（雑所得））	——
公社債	【利子】 源泉分離課税（20%源徴。 但し、老人マル優・住宅 （年金）財形非課税あり） （但し、割引債は発行時に 源泉分離課税（18%）（住 民税非課税））	非課税	有価証券取引税（税率 0.03%）
株式	【配当】 総合課税（20%源徴。但し、 源泉分離選択課税制度 （35%）、確定申告不要制度 （1銘柄年10万円以下、住 民税非課税）あり）（注2）	申告分離課税（譲渡益× 26%）又は源泉分離課税 （譲渡代金×5.25%× 20%（住民税非課税）） のいずれかを選択	有価証券取引税（税率 0.21%）
先物・オプション	——	総合課税（雑所得）	取引所税（先物：0.001%、 オプション：0.01%）

	入口段階	運用段階	出口段階
保険	生・損保控除		総合課税（満期保険金は 一時所得。但し、死亡保 険金は非課税（相続税課 税））
年金	社保控除、生保控除	・年金財形非課税あり ・退職年金等積立金に対 する特別法人税（退職 年金等積立金額×1%）	総合課税（雑所得。但し 公的年金控除あり）

（注）1 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

2 住民税では、源徴せずに総合課税される。

（出所）税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制 —金融課税小委員会中間報告—」（平成9年12月3日）。

9-30 利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方 ―利子・株式等譲渡益課税小委員会報告― (抄)
(平成4年11月税制調査会)

利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方 ―利子・株式等譲渡益課税小委員会報告― (抄)

4 利子及び株式等譲渡益課税についての考え方

- (1) 所得を税の負担能力を測る尺度としてとらえ、垂直的公平を重視する考え方からすれば、所得課税の基本的なあり方は、「すべての所得を合算してそこに担税力の基準を見出し、それに累進税率を適用する」ということになり、利子及び株式等譲渡益についても、基本的には総合課税を目指すべきであると考えられる。

そうした方向性からすれば、総合課税論の重要な要素の一つである課税ベースの拡大という観点からみて、先般の税制改革における利子及び株式等譲渡益に係る課税の見直しは適切な選択であったと評価する。

- (2) ただ、利子及び株式等譲渡益の具体的な課税方法のあり方については、以下述べるような点にかんがみ、現行の分離課税を評価することもできるのではないかと考えられる。

第一に、従来から言われているように、総合課税を適正かつ公平に行うためには、本人確認及び名寄せを確実に行うことにより所得の把握を行う必要があるが、そのためには、税務当局における大がかりで精緻な仕組みと膨大な費用が必要であるのみならず、貯蓄者・投資者や金融機関等にも煩雑な手続きや相当の費用を求めざるを得ない。ただ、少なくとも現状においては、それには自ずから限界があると言わざるを得ず、そのような状況の下、総合課税が実施される場合には、新

たな実質的不公平を招くおそれが大きいと考えられる。

第二に、金融の自由化・国際化が進展する現状の中、上乘的な所得である利子所得等について総合課税に移行した場合には、限界税率が実質的に適用されることになり、その結果、いわゆる不表現資産や海外への資金シフトを招くおそれがあるのではないかという懸念もある。

さらに、そもそも税制を考えるに当たっては、公平性、中立性という要請とともに、制度の簡索性という要請にも応えなければならないが、総合課税に移行した場合には、膨大な数の確定申告等が行われ、納税者の負担が増えるのみならず、税務当局の組織を大幅に拡充する必要がある。このようなことについても、国民の理解を得る必要があることに留意しなければならない。

- (3) いずれにせよ、前述したように、利子及び株式等譲渡益に係る総合課税への移行を検討するに当たっては、所得の把握体制の整備が重要な課題の一つであり、その観点からも、納税者番号制度をめぐる論議が密接な関連を有しているとともに、税率構造や課税ベースの問題等中長期的にみた所得課税のあり方をめぐる問題等と切り離して議論することもできないと考えられる。

したがって、利子及び株式等譲渡益に対する課税のあり方については、納税者番号制度や所得課税全体に係る中長期的課題についての論議の動向を踏まえ、必要に応じ今後とも検討を加えていくべき問題であるというのが大方の委員の意見であった。

利子課税及び株式等譲渡益課税についての基本的な考え方は以上のとおりであるが、以下、それぞれの課税のあり方について述べることとする。

5 利子課税のあり方

(1) 利子所得については、課税後の所得から生じる二次的な所得である利子所得に課税することは二重課税になるのではないかという指摘もあるが、利子所得という資産性所得は、勤労性所得よりむしろ担税力が大きいとの考え方もあり、前述したように、先般の税制改革の一環として、貯蓄優遇制度を原則廃止し利子所得に係る課税ベースを拡大したことは適切な措置であったと評価する。

(2) その具体的な課税の方法については、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性・代替可能性といった利子所得の特異性に留意が必要であり、こうした特異性ゆえに、利子について総合課税を行うためには、貯蓄者、金融機関及び税務当局の極めて多大な事務負担や費用をかけて大がかりな所得把握体制を整備する必要がある。また、仮にそのような所得把握体制が整備されたとしても、利子所得については、いわゆる不表現資産への転換等を含め他の形態の所得等に転化する可能性が極めて高いことから、結局のところ、利子についての総合課税は、費用対効果の面での問題があるとの指摘もある。

さらに、現行制度のようにあらゆる利子所得について一律的な課税上の取扱いを行うことによって、貯蓄行動等に対する課税の中立性が確保できるという意見もあった。

(3) 以上のような点を総合的に勘案すれば、前述したような所得課税全体の中での利子課税という側面からすれば、基本的には総合課税を目指すべきであると考えられるが、その所得の特異性を踏まえ、課税の費用面、手続面等からの諸制約をも考慮すれば、現行の一律分離課税に積極的な評価を与えることができるものと考えられる。

(4) 税負担の公平性の確保の見地から低所

得者層に対して税額の還付を行うべきではないかという点については、所得を把握する体制が不十分である状況の下、特に家族等への金融資産の分割等による租税回避を防ぐことが困難であること等から、実務的な対応が極めて困難であり、還付を認めることにより、かえって不公平、不公正な結果につながると考えられる。

(5) 利子課税に関する論点の一つとして、非課税貯蓄制度のあり方について、現行制度の限度額の問題を中心に議論が行われた。この非課税貯蓄制度は、先般の税制改革において、多額の利子所得が課税ベースから外れていたことにより所得種類間の税負担の不公平があったこと、高額所得者ほどより多くこの制度の利益を受けていたという事情があったこと、貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていたこと等から、先般の税制改革の基本的視点である課税ベースの拡大という考え方に即して、原則として廃止され、例外的に稼働能力が減退した老人等に対象を限定した少額貯蓄非課税制度等が設けられたところである。

これらの現行の非課税貯蓄制度は、老人等にとって有用な制度であり、限度額いっぱいを利用している層も存在すること、また、先般の非課税貯蓄制度の抜本的見直し以前を含めて考えれば長期間にわたって限度額が据え置かれていること等にかんがみ、限度額を引き上げる必要があるのではないかという意見があった。

しかしながら、この点については、上述した先般の税制改革における非課税貯蓄制度の見直しの趣旨からすると課税ベースを縮小するような措置は基本的に取るべきではないこと、現行限度額総額900万円に対して現時点における平均的

な制度利用残高は約350万円にとどまっていること、高齢者間において大きな資産格差が存在する状況の下での限度額の引上げは、現行限度額以上の貯蓄を行い得る一部の高齢者のみが利益を享受する結果となることといった諸事情を勘案すると、非課税貯蓄限度額の引上げは行うべきではないという意見が大勢を占めた。

さらに、これらの制度は所得・資産の状況が様々である高齢者を一律に優遇する制度であり、しかもより多くの貯蓄を有する者に対してより多くの補助を行う結果になっていること、これらによる減収額は現状においても地方税を含め約5,800億円と多額にのぼり租税特別措置の中で最大規模のものとなっているが、今後高齢化が一層進展し国民負担がある程度上昇せざるを得ない状況の中にあつて、こうした制度を維持するのが税財政政策のあり方として適当であるのか疑問であること等にかんがみ、これらの非課税貯蓄制度を廃止するべきであるという意見が少なからずあつたことを指摘しておきたい。

また、制度自体の存在意義は認められるとしても、例えば現行の非課税を改め低率分離課税に移行する等の工夫により、課税ベースの拡大を図るべきではないかという意見等もあった。

いずれにせよ、前述したように、先般の税制改革においては、課税ベースの拡大を図り、課税の公平性や制度の簡索性等を確保する見地から、少額貯蓄非課税制度や財形貯蓄非課税制度等の貯蓄優遇税制のあり方について抜本的に見直しを行ったところであり、今後とも、その基本的な考え方は維持されるべきであると考えらる。

- (6) 課税の中立性等の観点から、いわゆる金融類似商品の取扱い等が問題となる。すなわち、課税の方法の差異が金融商品

間の有利・不利につながるものがないように留意する必要がある。例えば、先般の法改正においては、その所得が一時所得、譲渡所得、雑所得等に区分されているため、これら所得区分に係る特別控除、申告不要制度の適用を受けることにより税制上有利に取り扱われていた定期積金、相互掛金等について、利子所得と同様に、源泉分離課税を行う措置が採られたところであるが、新しく開発・販売された商品についても同様の観点からの検討を加えて所要の措置を講ずる必要がある。

また、商品性に応じ利払いが長期間経過後に一括して行われる一定の金融商品については、その利払い時点において利子課税が行われているが、この取扱いが実質的にはいわば課税の繰延べにより税負担が軽減されている結果となっているのではないかという考え方から、そのような課税のあり方につき見直すべきではないかという意見があつた。

6 株式等譲渡益課税のあり方

- (1) 資産性所得として担税力の認められる株式等譲渡益についても、先般の税制改革の一環として、課税ベースの拡大という基本的な考え方に即し、原則非課税となっていた従来の制度が不公平税制の象徴として批判されていたことにも応えて、それまでの原則非課税を改め、全て課税としたところである。このように株式等譲渡益を課税ベースに含ませたこと自体は適切な措置であつたと評価する。

なお、株式等譲渡益についても、前述した金融所得としての特異性があるが、利子所得との比較で考えると、発生の量的規模、例えば所得者数も相対的に少なく、また、利子所得のように余資運用から生じる所得という性格よりも、必要経費の概念が認められているように、むしろ資金を調達した上で行う事業参加的な投資という事業性のある所得という性格

もあり、一人当たり所得でみても極めて多額にのぼる場合もあるのではないかという意見があった。

また、この問題に関連して、譲渡益の課税ベースを名目価格の上昇額ではなく、実質価値の上昇額に求めるべきではないかという意見等もあった。

- (2) 株式等譲渡益に対する具体的な課税方法としては、前述したような所得課税全体の中での株式等譲渡益課税という側面からすれば、基本的には総合課税を目指すべきであると考えられるが、株式取引の把握体制が十分とはいえないこと、原則非課税から全て課税に移行した時の状況とは異なるものの、全ての譲渡者が取得価額の計算等に習熟しているとは考えられないこと等を考慮すれば、少なくとも現時点においては、申告分離課税を原則としつつ、一定の場合に源泉分離課税の選択を認める現行制度が現実的な対応ではないかとの意見が大勢を占めた。
- (3) ただ、現行制度のうち特に源泉分離課税のあり方については、種々の議論が行われた。具体的には、納税者によっては譲渡益の計算が困難である場合もあるので納税事務の簡素化等の見地からその存在意義は認められるものの、譲渡益実額ではなく譲渡代金に一定率を乗じて納税額を算出するのは、そもそも譲渡益課税としての性格から逸脱するものであるという意見、申告分離課税と源泉分離課税との選択が認められていることから、譲渡益の大小（又は譲渡益と譲渡損）に応じて意図的な税負担軽減を図ることができ、また、支払調書の提出等が行われないうことを目的として源泉分離課税を選択する場合もあり得るというのは問題であり、分離課税を仮に存続するとしても、源泉分離課税は廃止し申告分離課税に一本化する方向で検討するべきではないかという意見があった。

また、現行5%のみなし差益率については、一定期間における株価実績から株価上昇年率を算出し、それを一定の回転率で除す等の方法で算出したものであるが、この率については、制度の安定性の見地からその水準を改定するべきではないという意見がある一方で、源泉分離課税を選択する納税者は課税上の計算を簡便に行い得る利益を受ける以上、みなし差益率は現行の水準よりむしろ高めに設定するべきではないかという意見もあった。

- (4) また、株式等譲渡益課税についての先般の制度改正は十分でなく、課税の適正・公平の更なる確保の必要があるという指摘が大きいことも事実である。更に、現に課税実績のあった従前の継続的取引・大口取引の総合課税制度を先般の制度改正の際に廃止したことに合理的な理由があったのかについて疑問を呈する意見もあった。

原則非課税から全て課税に移行した際の証券市場への影響についての配慮の必要性と、全て課税の下で具体的な課税方法が変更される場合におけるそれとは自ずと差異があるとも考えられる。

このような点にかんがみ、全ての株式等譲渡益について直ちに総合課税に移行することが現実的ではないとしても、株式等譲渡益について基本的には総合課税を目指すべきであるとの考え方から、少なくとも大口の株式取引者等については総合課税に移行する方向で検討すべきではないかといった意見が少なからずあった。

これらの意見に対しては、利子も株式等譲渡益も金融資産からの所得という点では同じであることから、特定の場合に限定してではあっても株式等譲渡益についてのみ総合課税に移行することについては、大きな資金シフトにつながる等の

問題があり、慎重に検討する必要があるという意見があった。

- (5) 株式等の譲渡によって生じた損失について他の種類の所得との通算や次年度以降への繰越ができるようにすべきではないかという主張については、十分とはいえない株式取引の把握体制の状況において、特に申告分離課税と源泉分離課税との選択が認められる現行の制度の下では、申告分離では譲渡損ばかりを申告すること等による調整により実質的に税負担を回避することが可能となることから、現行制度の下でこれらを認めることは課税の適正・公平の確保の見地から問題が多

く、適当ではないと考える。

- (6) 株式等譲渡益については、申告分離課税の場合には住民税も課税されているが、源泉分離課税が選択された場合には課税されていない。こうした取扱いは課税の公平性、中立性を失したものであり、源泉分離課税が選択された場合についても住民税を課税することを検討すべきではないかという意見があった。

(以下省略)

- (出所) 税制調査会「利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方」(平成4年11月24日)。

9-31 近年の金融関連税制と金融証券市場の動き (平成13年6月5日税制調査会)

近年の金融関連税制と金融証券市場の動き

	金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
62～元	○消費税の導入を含む抜本税制改革 [利子] ・一般マル優廃止(老人マル優等の創設) ・利子に関する源泉分離課税(金融類似商品等も同様) ・道府県民税利子割の創設 [株式譲渡益] ・株式譲渡益原則非課税の廃止、申告分離・源泉分離選択制の導入	○国債の大量発行・金融の国際化 ○前川レポート
8	○株式譲渡益課税の適正化(みなし利益率の引上げ)	○金融制度改革法 ・銀行・証券相互参入 ・金利自由化
10	○国外送金等に係る調書提出制度の施行 ○ストックオプション税制の一般化 ○SPC、会社型投信に係る税制の整備 ○電子帳簿保存法	○金融システム改革 ・外為自由化 ・SPC、会社型投信の制度整備 ・株式売買手数料の自由化 ○商法改正(ストックオプション制度の導入)
11	○有価証券取引税、取引所税の廃止 一体として株式譲渡益課税の申告分離への一本化(平成13年4月から)を法定	
12	○エンジェル税制(ベンチャーに投資する個人投資家への支援)の整備 ○SPC、投資信託等に係る税制の整備	○集団投資スキーム(SPC、投資信託等)の整備
13	○株式譲渡益課税の申告分離への一本化を2年延期(平成15年4月から) ○長期所有株式に係る少額譲渡益非課税制度の導入(改正案)	

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-32 主要国における利子・配当の課税方式 (平成9年12月税制調査会)

主要国における利子・配当の課税方式

(未定稿)

	日本	ドイツ	イギリス	フランス	スイス	イタリア	アメリカ	カナダ
利子	源泉分離課税 (15%、住民税5%)	総合課税 (25.9～53% 〔方程式〕)	総合課税 (20～40% 〔3段階〕)	総合課税(10.5 ～54%：6段階) と源泉分離課税 (15%、付加税 5.9%)との選択 (注1)	総合課税 (1～13% 〔14段階〕)	源泉分離課税 (注3)	総合課税 (15～39.6% 〔5段階〕)	総合課税 (17～29% 〔3段階〕)
					(注2) (注) チューリヒ州 2～13%		(注) ニューヨーク州 4～6.85% ニューヨーク市 3.08～4.46%	(注) オンタリオ州 連邦所得税 額の56%
配当	総合課税(所得税 10～50%：5段階、 住民税5～15%：3 段階) 但し、源泉分離選 択課税制度(35%)、 確定申告不要制度が ある。 (いわゆる少額配当 は住民税非課税)	総合課税 (25.9～53% 〔方程式〕)	総合課税 (20～40% 〔3段階〕)	総合課税 10.5～54% 6段階	総合課税 (1～13% 〔14段階〕)	総合課税(10 ～51%：7段階) 但し、上場企 業の株式に係る 配当については 源泉分離課税 (12.5%)を選択 できる。 (注5)	総合課税 (15～39.6% 〔5段階〕)	総合課税 (17～29% 〔3段階〕)
		(注4)	(注4)	(注4)	(注) チューリヒ州 2～13%		(注) ニューヨーク州 4～6.85% ニューヨーク市 3.08～4.46%	(注) オンタリオ州 連邦所得税 額の56%

(注) 1 イギリスでは、基本税率(23%)で課税される者については、20%の源泉徴収課税のみ。

2 スイスでは、独身者と既婚者で適用税率が異なるが、ここでは既婚者の税率を示している。

3 イタリアでは、利子の種類によって源泉徴収税率が異なる(6.25～30%)。例えば、国債(1986年9月～87年9月発行)の利子は6.25%、国債(87年10月以降発行)等の利子は12.5%、定期預金(18カ月以上)の利子は25%、郵便貯金、銀行の普通及び当座預金、譲渡性預金(3カ月以上)等の利子は27%、譲渡性預金(3カ月未満)等の利子は30%である。

4 ドイツ、イギリス、フランス、カナダの配当課税は、インビュテーション方式が採られている。

5 イタリアの配当課税は、総合課税の場合、インビュテーション方式が採られている。

(出所) 税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制 —金融課税小委員会中間報告—」(平成9年12月3日)。

9-33 老人等が利用する郵便貯金の利子に対する非課税限度額について
(平成4年10月9日税制調査会)

老人等が利用する郵便貯金の利子に対する非課税限度額について

- 高齢者の非課税限度額は、19年間据え置き。
- 各種指標の伸び
 - ・ 消費者物価指数（「消費者物価接続指数総覧」（総務庁統計局））
昭和48年 100 → 平成3年 240
(2.4倍)
 - ・ 世帯主65歳以上の世帯の1か月消費支出（「家計調査年報」（総務庁統計局））
昭和48年 平成3年
85,654円 → 250,287円
(2.9倍)
 - ・ 「老後の生活のため」に貯蓄（複数回答）
（「貯蓄に関する世論調査」（貯蓄広報中

- 央委員会))
昭和48年 平成3年
29.8% → 50.5%
- ・ 平均寿命の伸び（「簡易生命表」（厚生省））
昭和48年 平成3年
男 70.70 → 男 76.11
女 76.02 → 女 82.11
(男 +5.41・女 +6.09)
- 各種の団体等からも非課税限度額引上げの要望
財団法人全国老人クラブ連合会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会
財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
日本商工会議所
全国特定郵便局長会
全国簡易郵便局連合会
郵便貯金預金者の会
財団法人通信退職者連盟 等
(出所) 税制調査会関係資料集。

9-34 非課税貯蓄の状況（平成12年4月21日税制調査会）

非課税貯蓄の状況

区 分	老人等 少額預金	老人等 少額公債	老人等 郵便貯金	勤労者財産形成 住宅（年金）貯蓄
	億円	億円	億円	億円
非課税貯蓄残高 （10年3月末） （A）	302,117	37,032	338,405 〔元金総額 約269,000億円〕	87,027 〔住宅 41,967億円〕 〔年金 45,060億円〕 （11年3月末）
利用人員 （B）	万人 1,538 （10年1月末）	万人 226 （10年1月末）	万人 1,268 （10年3月末）	万人 528 〔住宅 218万人〕 〔年金 310万人〕 （11年3月末）
1人当たり 貯蓄額 （A）／（B）	196万円	164万円	267万円 〔元金ベース〕 212万円	165万円 〔住宅 192万円〕 〔年金 146万円〕 （11年3月末）

〔老人1人当たりの非課税貯蓄額〕

- 65歳以上の総人口（平成10年4月1日現在）

2,023万人

- 非課税貯蓄残高（平成9年度末）
677,554億円 → 1人当たり 335万円

（注）老人等非課税貯蓄制度の対象者は、65歳以上の者のほか、障害者等も対象とされている。

（出所）税制調査会関係資料集。

9-35 主要国の株式譲渡益課税制度の概要 (平成9年12月税制調査会)
主要国の株式譲渡益課税制度の概要

(未定稿)

課税の原則	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	分離課税 (注) 一般の所得税率 課税所得 税率 ～ 330万円 10 900 20 1,800 30 3,000 40 3,000～ 50 一般の住民税(所得割)の税率 ～ 200万円 5 700 10 700～ 15	総合課税 課税所得 ドル (万円) 税率 ～41,200 (453) 15 99,600 (1,096) 28 151,750 (1,669) 31 271,050 (2,982) 36 271,050～ 39.6 (注) ニューヨーク州 4～6.85% ニューヨーク市 3.08～4.46%	総合課税 課税所得 ポンド (万円) 税率 ～ 4,100 (71) 20 26,100 (454) 23 26,100～ 40	次のもののみ課税 (その他は非課税) (1) 事業資産の譲渡により生じたもの。 (2) 一定の者の所有する資本会社持分について生じたもの。 (3) 投機売買(保有期間6か月以下の株式等)により生じたもの。	分離課税 (注) 一般の所得税率 課税所得 フラン (万円) 税率 ～25,610 (54) 0 50,380 (106) 10.5 88,670 (186) 24 143,580 (302) 33 233,620 (491) 43 288,100 (605) 48 288,100～ 54
課税方法	申告分離課税又は源泉分離課税の選択 ①申告分離課税 譲渡益に対して26%の税率(住民税6%を含む)の税率により確定申告を通じて課税 ②源泉分離課税 譲渡代金の5.25%を所得とみなし、20%の税率により源泉徴収を通じて課税(住民税非課税)	他の所得と合算して総合課税する。 但し、12ヶ月超18ヶ月以下保有の場合の最高税率は28%、18ヶ月超保有の場合の最高税率は20%。	他の所得と合算して所得税の上乗税率により課税する(年間のキャピタル・ゲインについては6,500ポンドまでは非課税)。	他の所得と合算して総合課税(3)については一暦年1,000マルク未満の場合には免税。 (2)については譲渡益が3,000万マルク以下の場合、他の所得と分離して課税。	年間譲渡総額が100,000フラン以下であれば免税。 100,000フランを超える場合は16%の税率で分離課税。 この他に、4.9%の付加税が課される。
損益計算	キャピタル・ロス、株式のキャピタル・ゲインからのみ控除可。 控除しきれない部分は生じなかったものとみなす。	純キャピタル・ロスは、毎年3,000ドル又は普通課税所得の小さい方を限度として普通所得から控除可能。更になお純キャピタル・ロスが残る場合には、翌年以降繰越し可。	キャピタル・ロスは、キャピタル・ゲインからのみ控除可。控除しきれない部分は翌年度以降に繰越し可。	(1)、(2) (事業資産関係)はキャピタル・ロスを他の所得から控除可。 (3)については、同一暦年内の投機所得からのみ控除可。	当年又はそれに続く5年間に実現された同種のキャピタル・ゲインからのみ控除可。

(出所) 税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制 ―金融課税小委員会中間報告―」(平成9年12月3日)。

9-36 取得価額100万円の株式を譲渡した場合（平成10年12月1日税制調査会）

取得価額100万円の株式を譲渡した場合

譲渡価額	申告分離課税	源泉分離課税
200万円	$200\text{万円} - 100\text{万円} = 100\text{万円}$ (譲渡価額) (取得価額) (キャピタルゲイン) $100\text{万円} \times (20\% + 6\%) = 26\text{万円}$ (キャピタル 所得税 個人 (税負担) ゲイン) 住民税	$200\text{万円} \times 5.25\% = 10.5\text{万円}$ (譲渡価額)(みなし利益率) (みなしキャピタルゲイン) $10.5\text{万円} \times 20\% = \boxed{2.1\text{万円}}$ (みなしキャピタル 所得税 = $200\text{万円} \times 1.05\%$ ゲイン) (譲渡価額)
120万円	$120\text{万円} - 100\text{万円} = 20\text{万円}$ (譲渡価額) (取得価額) (キャピタルゲイン) $20\text{万円} \times (20\% + 6\%) = 5.2\text{万円}$ (キャピタル 所得税 個人 (税負担) ゲイン) 住民税	$120\text{万円} \times 5.25\% = 6.3\text{万円}$ (譲渡価額)(みなし利益率) (みなしキャピタルゲイン) $6.3\text{万円} \times 20\% = \boxed{1.26\text{万円}}$ (みなしキャピタル 所得税 = $120\text{万円} \times 1.05\%$ ゲイン) (譲渡価額)
80万円	$80\text{万円} - 100\text{万円} = \triangle 20\text{万円}$ (譲渡価額) (取得価額) (キャピタルロス) (税額ゼロ)	$80\text{万円} \times 5.25\% = 4.2\text{万円}$ (譲渡価額)(みなし利益率) (みなしキャピタルゲイン) $4.2\text{万円} \times 20\% = \boxed{0.84\text{万円}}$ (みなしキャピタル 所得税 ゲイン)

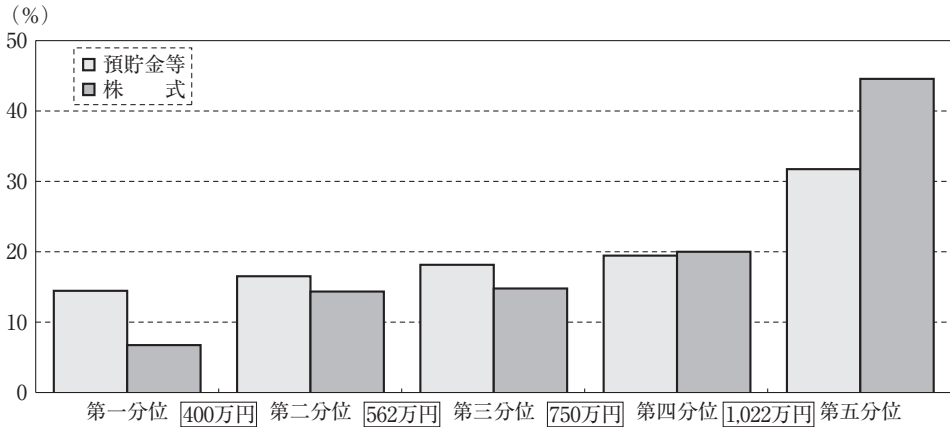
↓ ↓

他の株のキャピタルゲインと相殺 源泉分離選択せず

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-37 株式と預貯金等との収入階級別五分位別分布状況比較（平成9年12月税制調査会）

株式と預貯金等との収入階級別五分位別分布状況比較



(注) □内は年間収入の各分位の境界値である。

(資料) 総務庁「貯蓄動向調査報告」(平成8年)。

(参考) 金利1%の場合、金利収入3,000万円(課税所得3,000万円を超えると最高税率65%が適用される。)を得るためには、30億円の元本が必要である。

(出所) 税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制 ―金融課税小委員会中間報告―」(平成9年12月3日)。

9-38 主要国におけるクロスボーダーの資金移動等に関する資料情報報告制度

(平成9年12月税制調査会)

主要国におけるクロスボーダーの資金移動等に関する資料情報報告制度

日 本	ア メ リ カ	フ ラ ン ス
○ 為替銀行等を経由しないクロスボーダー取引は、現行外為法上、基本的に許可制、事前届出制 一方、クロスボーダー取引自体に税務上の資料提出義務はない。 ↓ 外為法改正（完全自由化）	○ 1万ドル超の通貨または支払手段を米国から持ち出し、又は米国へ持ち込もうとする者は、自己の氏名・住所、国籍、パスポート番号、通貨または支払手段の種類・金額を税関に報告する義務がある。（通貨・海外取引報告法） ○ 米国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が1万ドル超の者は、自己の氏名・住所、納税者番号、口座情報等を税務当局に報告する義務がある。（通貨・海外取引報告法） ○ 金融機関は、1万ドル超の現金での預金預入れ・引出し・通貨両替等の支払・振替、現金を銀行に持ち込んで行う送金等について、税務当局に報告する義務がある。（通貨・海外取引報告法） ○ 金融機関は、国内外を問わず3千ドル以上の資金の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の要求に従い情報資料を提供する義務がある。（通貨・海外取引報告法）	○ 金融機関の仲介なしに5万フラン超の通貨または支払手段を仏国から持ち出し、又は仏国へ持ち込もうとする者は、自己の氏名・住所、生年月日、国籍、出生地、通貨または支払手段の金額を税関に報告する義務がある。（租税一般法典） ○ 仏国外に金融機関の口座を保有、開設または閉鎖する者は、口座情報等を税務当局に報告する義務がある。（租税一般法典） ○ 金融機関は、仏国内と仏国外との間の資金移動について記録保存義務があり、かつ、税務当局の要求に従い、提出する義務がある。（租税手続法典）
イ ギ リ ス	ド イ ツ	カ ナ ダ
○ 英国外の「同族会社」（注）の持分を有する者は、当該会社の資産等に関する情報を税務当局の求めに応じて報告する義務がある。（租税管理法） ○ 税務当局は、英国外の「同族会社」（注）の設立又は管理等に関連して、銀行等が顧客の代理人として行った取引についての情報の報告を求めることができる。（所得・法人税法） （注）「同族会社」： 5人以下の株主、出資者等によって支配される会社又は信託。 英国居住者が英国外の「同族会社」に持分を有する場合、当該持分の評価額の増加に対して英国内でキャピタル・ゲイン課税が行われる。	○ クロス・ボーダーの資金移動等についての税務当局への報告制度はない。 （備考） ・ ドイツにおいては、税務当局が金融機関に対して不特定の納税者に関する資料の提出を求めることは、租税通則法30条aによって禁止されている。 ・ 1991年6月、ドイツ連邦憲法裁判所は、利子所得の捕捉が不十分であるため課税の不公平があり、違憲であるとする判決の中で、租税通則法30条aが利子所得等の効果的な調査を妨げている旨指摘した。	○ 次の者は資産又は取引の内容について税務当局に報告する義務が課される（1998年4月から実施）。 ・ カナダ国外に10万カナダドルを超える資産（預金・株式・不動産等（注））を保有する個人又はパートナーシップ（注）専ら事業の経営のために用いられる資産等を除く。 ・ カナダ国外に関連会社を有し、又はカナダ国外の信託の受益権を有する個人又はパートナーシップ ・ カナダ国外の信託に資金を移転し、又は貸し付けた個人（自らが属するパートナーシップ又は自らが支配する海外会社等が資金の移転又は貸付を行った場合を含む。） ・ カナダ国外の信託から収益の分配を受けた個人又はパートナーシップ

（参考）英・米・独・仏の各国では、犯罪等に関係する疑いのある全ての金融取引について、金融機関は司法当局等に報告する義務を負う。

（出所）税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制 ―金融課税小委員会中間報告―」（平成9年12月3日）。

9-39 金融課税小委員会中間報告の概要 (平成9年12月税制調査会)

金融課税小委員会中間報告の概要

一 金融システム改革と金融関係税制

- 21世紀を目前に控え、既に高齢社会に突入している我が国において、国民経済を活力あるものとして保っていくためには、金融市場の改革を行うことにより、マーケット・メカニズムが最大限に活用され、資源の最適配分が実現される金融システムを構築していくことが不可欠。

国際的にも魅力ある市場は、商品、価格、業務、組織形態等の大胆な自由化を通じ、市場原理を十分に機能させることにより生まれる。市場機能の発揮のためには、公正で透明なルール、市場参加者の市場規律と自己責任原則の徹底が求められる。

- 金融関係税制については、従来より、公的サービスの財源としての基本的性格や公平、中立、簡素といった租税の基本的考え方に基づき、大量性、多様性、「足の速さ」といった金融資本取引の特徴に配慮した税制の構築に努めてきたが、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）の三原則の下で進められる金融システム改革を税制としても受け止め、時機を失することなく対応していく必要。
 - ・ グローバルな資金シフトが容易となり、金融資本取引の「足の速さ」が増していることを受けて、金融関係税制の税制全体の中での位置付けを検討していく必要。
 - ・ フリーの原則の下、新しい金融商品・取引が出現してくることに伴って、各種金融商品に対する課税の在り方を検討していく必要。
 - ・ フェアの原則に関連し、税負担の公

平確保、租税回避行為の把握、防止が重要。

当小委員会は、設置後、第一弾の対応として、今秋、来年4月からの外為法改正への緊急の対応策を講じたが、今後は、納税者番号制度を含め、資料情報制度の充実について積極的に検討していくことが強く要請される。

- ・ 第二弾として早急な検討が求められるのは、総合的な改革が進められている証券市場に関する税制の分野であり、加えて、金融持株会社、特別目的会社（SPC）、会社型投資信託などに関しても金融システム改革の進展に伴い具体的な措置が講じられるのに合わせて、税制面でも適切に対応していくことが求められている。
- 税はいかなる税であれ、税引き後のリターンに何らかのマイナスの影響を与えることはその性格上避けられないが、なるべく資産選択を歪めたり、取引を阻害することがないように税制の在り方を追求していくことは重要であり、そのような意味の「中立性」は、税制を検討していく場合の基本。グローバル化の中で、国内と国外の「中立性」も視野に入れるべき。

具体的に、「中立性」が問題となる局面は、リスクが異なる商品間、期間が異なる商品間、金融機関間や個人間など様々であり、異なった性格の商品・取引間で、形式的に同じ扱いをすることが必ずしもその趣旨にかなうわけではない。

- いわゆるグローバル・スタンダード論については、国際的に税制に単一のスタンダードがあり、それに我が国も合わせなければならない、という意味の議論であれば、当小委員会として採り得ない。

諸外国の税制は、基本的に各国の様々な事情を反映して多様なものである。グローバル化に伴い、少なくとも国際的な

資金移動にかかわる税制について、一国だけの突出が許されなくなってきたおり、その意味で税制の国際的整合性について配慮する必要はあるとしても、我が国が目指す金融システムに合った税制は、我が国なりの事情を考慮しながら、構築していくべき。

二 金融関係税制の税制全体における位置付け

- 我が国金融関係税制の推移を顧みると、近年は、金融分野以外との間の課税の公平性や、金融商品間の中立性の確保、事務負担・執行可能性に配慮した簡素な税制への要請を踏まえ、分離課税による金融所得の課税ベースの拡大が図られてきている。
- 金融所得課税の検討に当たっては、公的サービスの財源としての税の基本的性格から、税制全体として税收を確保していかなければならない中で、「足の速い」所得である金融所得への課税と、移動可能性の低い労働所得や消費への課税との関係をどうするかという問題が存在。
- 税制調査会においては、総合課税論をベースに従来議論してきている。現実の税制では一定の金融所得について分離課税が導入されてきたが、その意義については、把握体制が十分でない下で実質的な公平を確保するための方策と考えられてきている。

他方、資源配分の効率性と所得分配の公平性の観点を考慮し、最も経済的に合理的な課税体系を求める最適課税論からは、貯蓄が課税によって影響を受けやすいとの仮定の下で、金融所得については、分離課税を導入することが適当であるとされる。

- 金融・サービス等いわゆる「足の速い」経済活動について、各国の間で資本誘致のために行き過ぎた税の引下げ競争が行われると、貿易、資本取引の流れを

歪め、各国の課税ベースを浸食するのみならず、労働、消費といった移動可能性の低い課税ベースへの相対的重課を通じ、各国税体系の公平、中立性に歪みを与えかねない。OECD では、有害な税の競争に対抗するための方策が検討されており、G7 サミットにおいてもこうしたOECD の活動が支持されている。

- 金融資産残高の累増というストック化の進展から、金融資産に対する課税が重要となってきた。金融資産から生ずる所得への課税についても、資産課税として重視する必要がある、また、金融取引に対する取引課税についても、金融資産の移転に伴う課税の一つであることから、資産課税としての意義を認める意見があった。

三 金融商品に対する所得課税の在り方

- 今般の金融システム改革の下、金融商品・取引に様々なイノベーションが期待されており、各種金融商品に対する課税の在り方を検討していく必要。

<総合課税と分離課税の問題>

- 金融商品に対する所得課税については、総合課税、分離課税のいずれが適当かとの問題が基本となるが、この点は、納税者番号制度等執行体制の整備状況、所得課税の税率の累進度、納税者の事務負担等と関係してくるものであり十分な検討が必要。当小委員会においても両論があり、今後、納税者番号制度の検討状況をも見ながら、金融関係税制の在り方にかかわる基本的問題として議論を続けていくことが適当。

<金融商品に対する所得課税の在り方>

- 今後、新たな金融商品が出現してくることや、海外の多様な金融商品が利用されることが予想される。今後の金融所得課税の在り方を考える上では、総合課税か分離課税かといった問題とあわせ、例えば「金融所得」といった形で包括的な

税制の扱いを考える必要があるのではないかという問題提起も含めて検討していくべき。少なくとも当面、現実的、実務的に考えれば、租税法主義の下で、現行制度の枠組みの中で個別商品ごとに時機を失せず検討していく必要。

- 現在の利子、配当、株式等譲渡益への課税方式は、所得の性格、把握体制、保有階層等をも考慮すると相応のバランスが図られており、むしろ現実的な方策と考えられ、基本的には現行の枠組みの中で必要な適正化を行っていくことが適当。これ以外の金融商品からの所得についても、既存の商品とのバランスを図りながら適切な把握体制と組み合わせつつ課税方式を考えていくことが適当。その際、現行の金融類似商品の利子並み課税の対象を拡大してはどうかとの意見もあった。
- 株式等譲渡益や割引債の償還差益など個人住民税が非課税となっているものについては、地方税の課税の適正化を図る観点から、利子割方式も参考にしながら検討する必要。

四 金融関係税制の適正な執行の確保

<執行の現状と税制>

- 金融所得に関しては、源泉徴収制度や法定調書の提出制度が適正申告の担保として特に有効に機能しており、今後、新商品の出現や海外商品の利用が進む中では、必要に応じ、これら制度の対象拡大により対応することが必要。

特に、源泉徴収制度は金融所得把握のための大掛かりな仕組みを要せず実質的な税負担の公平を確保できる方法であり、諸外国の例や、OECDの議論からも、評価される。なお、公社債利子に関する源泉徴収について、非居住者の取扱いを含めた流通市場への影響が指摘されているが、納税者番号制度をめぐる議論を視野に入れつつ、流通市場の制度の在り方・取引把握の負担や実効性等を踏まえ

た幅広い検討が必要。

- デリバティブ取引等の新しい金融取引が展開される中で、適正な課税が困難になることが予想される。これに対し、執行体制の強化を求める意見や、所得課税の枠内での方策では限界があり、これを補完する税制として、外形的に課税できる取引課税を評価する意見があった。
 - 金融関係税制については、今後とも、取引形態の多様化、複雑化の中で、簡素な税制への要請を念頭に置いておく必要。
- <改正外為法に対する税制面での緊急の対応>

- 来年4月から施行される改正外為法に対応し、今回、第141回臨時国会において、「国外送金等に係る資料情報制度」と「民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度」を緊急に整備したが、これらは、現行の金融取引実務や市場慣行の下で、適正課税の担保に不可欠な措置を講じたものであり、今後、これらの二制度が適切に機能しているかどうかを注視し、必要に応じ適切に見直していく必要。

<納税者番号制度>

- 納税者番号制度については、かつて、主として利子・株式等譲渡益の総合課税化との関連で議論されてきたが、近年、税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化の観点や、納税者の所得等の把握により所得・資産課税の適正化に資する観点から、多角的な検討が進められてきた。
- 最近、日常生活におけるカードの普及に伴う番号利用の一般化、基礎年金番号の実施、住民票コードに係る法改正試案公表など行政による全国一連の番号の整備の進展、グローバルな資金シフトが容易となる中での資料情報制度の充実の要請など、納税者番号制度をめぐる環境には、変化が見られる。
- 納税者番号制度をめぐる環境は新しい

局面を迎えており、税制調査会において、国民の受け止め方を十分に把握しつつ、より具体的かつ積極的な検討を行わなければならない時期に来ている。

五 平成10年度税制改正において早急に検討すべき課題

＜金融取引に係る取引課税（有価証券取引税、取引所税）への対応＞

○ 金融システム改革を推し進め、効率的な資本市場を整備していくことは重要な政策課題となっており、そのような流れを踏まえて、証券税制の在り方を考えていくべき。有価証券取引税と株式等譲渡益課税については、平成8年度税制改正において2年間の時限的措置が講じられており、10年度税制改正において証券税制全体として検討することが必要。

○ 金融のグローバル化が進む中で、市場取引は取引コストに対してより敏感になってきている。金融システム改革を推し進め、金融・資本市場を活性化するという観点から、取引課税を廃止すべきであるとの強い意見が出されている。

○ 以上を踏まえて、小委員会では、取引課税について、取引に与える影響、課税の意義、諸外国の制度を検討。なお、有価証券取引税と株式等譲渡益課税は理論的には別の税であるが、制度の経緯からしても、同じ株式の移転に伴う課税として密接な関係にあること等から、両者は証券税制全体の中で検討していくのが適当。

○ 取引課税には税制として一定の意義が認められ、現実の取引への影響や国際的整合性といった観点のみから、その存廃を結論付けることは難しいが、取引課税の今後の在り方については、次の意見があった。

取引課税の廃止は中長期的には市場にプラスの効果をもたらし得るところであり、金融のグローバル化や現下の市場の

動向にかんがみれば、金融システム改革を強力に推進していく政府の意思を明らかにするためにも、政策的な見地から、その具体的なスケジュールはともかく、思い切って廃止の方向を示すべきであるとの意見。これに関連して、株式等譲渡益課税について申告分離一本化といった適正化が実現されない中で取引課税のみを廃止することは適当でないとの意見。

これに対して、取引課税には税体系及び税収面から一定の意義が認められ、現実の取引への影響も少ないことから、廃止するのは適当ではないという意見。また、金融グローバル化等を踏まえて、取引課税の税負担の軽減を検討する場合にも、金融システム改革全体の動向を見極め、税収面からの費用対効果を検証し、株式等譲渡益課税の適正化状況を踏まえていく必要があるとの意見。

○ 当小委員会としては、総会における平成10年度税制改正の審議において、以上の議論を踏まえ、現下の経済・財政事情、税制改正全体の中での位置付け等を総合的に勘案した上で、成案がまとめられることを期待。

＜株式等譲渡益課税への対応＞

○ 今回、株式等譲渡益課税について原則課税化から約10年を経て本制度を見直し、今後の方向を示す。

○ 株式等譲渡益について総合課税とすべきであるとの意見もあるが、現実の把握体制の下では、分離課税の枠組みの中の適正化を図ることが適当。

○ いずれにしても、現行の源泉分離課税方式については、譲渡益のうちみなし差益率を超える部分が課税対象となっていない、譲渡益の大小に応じて意図的な税負担軽減が図れる、税の公平性や市場の透明性を高める方向に反する、地方税が非課税となっている、といった問題がある。

申告分離課税の実績も積み重ねられてきており、取引情報が集まる仕組みがあれば申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっていると考えられること、実額により所得計算をして申告することは申告納税制度の基本であること、昭和63年に原則非課税から原則課税に移行した際とは、証券市場への影響についてもおのずと差異があることから、当小委員会としては、源泉分離選択課税方式は廃止し、申告分離課税に一本化することが適正化の方向と考える。

しかしながら、現在の低迷している証券市場の状況等に政策的に配慮する必要から、源泉分離課税方式を直ちに廃止することは適当でないとの強い意見があった。この場合、少なくとも源泉分離課税の税率等を見直すことが適当。また、地方税における課税の適正化も図る必要。

- 利子と株式等譲渡益に異なる課税方法が採られることは現実的な選択と考えられるが、株式等譲渡益課税を申告分離課税に一本化することは、一律源泉分離課税となっている利子課税との均衡を欠くのではないかと、利子も含めた総合課税を指向すべきではないかとの意見があった。
- 税率構造については、垂直的公平の観点にも配慮する必要から、分離課税を前提としつつ譲渡益の中で高額の部分についての税率の引上げを行うことを検討すべきであるとの意見があった。
- 譲渡損失については、現行制度の下では、申告分離において譲渡損失ばかりを申告すること等による調整ができるため、次年度以降への繰越しや他の種類の所得との通算を行うことは適当でないが、申告分離課税に一本化された場合には、例えば、同じ株式等譲渡益との間であれば、次年度以降への繰越しを検討してはどうかとする意見があった。他の所得との通

算については、諸外国における考え方も踏まえると、認めないことが適当。

＜ストックオプション税制＞

- 今春の第140回通常国会において、役員・従業員に対する新株の有利発行の緩和等を内容とする商法改正が成立し施行され、アメリカ並みに自由にストックオプションが活用できる基盤が整備された。

ストックオプションの一般化に伴い、現行法上特定の会社のみ認められている課税の繰延べ等を、一定の条件の下に、一般のストックオプションにも適用し得るかが問題となるが、ストックオプションの一般化の趣旨と適正な課税の確保の観点とを踏まえつつ、課税繰延べ等の措置が適当であるかどうか、また、適当であるとしてもどのような要件等を満たすものを対象とすべきであるかについて、その趣旨が生かされるよう適切な課税方法を検討すべき。

＜金融持株会社、特別目的会社、会社型投資信託に関する税制＞

- いわゆる「三角合併方式」による銀行持株会社の創設に伴い、銀行の株主が銀行持株会社に対して行う現物出資に係る譲渡益に対する課税等が発生するが、これについては、設立形態を考慮しつつ、銀行以外の法人が持株会社を創設する場合等との課税の公平等の観点も踏まえながら、適切な対応が図られることが望ましい。
- 特別目的会社（SPC）や会社型投資信託に関する税制については、法人段階での課税をどうするか、投資家への課税をどうするか等を検討する必要。それぞれの制度が具体化されていく中で、税負担の公平等の観点を踏まえ、その趣旨が生かされるよう適切な対応が図られることが望ましい。

＜生命保険料控除・損害保険料控除＞

- 生命保険料控除・損害保険料控除につ

いては、税制調査会において、従来より問題点を指摘してきているが、金融システム改革の実施により、各業態間の垣根が取り払われていくといった状況の下では、金融商品間、各業態間の課税の公平性・中立性の要請は強まるものと考えられ、具体的な見直しについて早急に議論を進めていく段階に来ている。

個人年金保険に係る生命保険料控除の在り方についても、世代間・高齢者間の税負担の公平確保の観点などともかかわる問題であるが、金融商品間の中立性、公平性の観点も含めた総合的な検討が必要。

＜課税繰延べ、老人マル優等＞

- 課税繰延べ商品（利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課税が先送りされる金融商品）に対して

は、税制調査会でもその適正化が必要であるとの観点からの議論が行われてきており、今後、金融システム改革が進められ、業態間の分離、長短分離が急速に無くなっていくことを踏まえ、具体的な課税の適正化の方法、その対象となる金融商品の範囲といった点について早急に検討を進めていくことが必要。

- いわゆる老人マル優、年金財形・住宅財形については、政策的意義から制度の在り方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や公平性の観点のほか、金融自由化が進む中での課税の中立性の観点も含めた見直しも必要であるとの意見があった。
- （出所）税制調査会「金融システム改革と金融関係税制 ―金融課税小委員会中間報告―」（平成9年12月3日）。

9-40 個人の生命保険にかかる課税の国際比較（未定稿）（平成12年4月21日税制調査会）

個人の生命保険にかかる課税の国際比較（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	一般の生命保険料控除…上限5万円 (住民税3.5万円) 個人年金保険料控除…上限5万円 (住民税3.5万円)	控除なし	控除なし (注1)	社会保険料、個人年金の掛金等と併せて、概算又は実額による一定の所得控除が認められる。	控除なし (注2)
保険金					
(1)年金給付	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税
(2)一時金給付	拠出相当額を除いて課税	拠出相当額を除いて課税	非課税	非課税(注3)	拠出相当額を除いて課税

- (注) 1 イギリスでは、1984年3月31日以前に契約された一定の生命保険については、掛金の軽減措置がある。
- 2 フランスでは、1995年及び1996年の所得に係る税額に応じて定められる期日以前に契約された一定の生命保険に限り控除が認められる。
- 3 ドイツでは、契約期間が12年以下の保険契約については課税。

（出所）税制調査会関係資料集。

9-41 個人の損害保険にかかる課税の国際比較（未定稿）（平成12年4月21日税制調査会）

個人の損害保険にかかる課税の国際比較（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
本人掛金	短期契約は3千円 （住民税2千円） 長期契約は1万5千円 （住民税1万円） を限度として所得控除 （損害保険料控除）	控除なし	控除なし	社会保険料、個人年金の掛金等と併せて、概算又は実額による一定の所得控除が認められる。（注2）	控除なし
保険金					
(1)損害保険金	非課税	損害と同額の給付金については非課税	非課税 （注1）	非課税	非課税
(2)満期保険金	保険金から合計拠出額を控除した額に課税	保険金から合計拠出額を控除した額に課税	満期保険金は存在しないため問題とならない。	保険金から合計拠出額を控除した額に課税	満期保険金は存在しないため問題とならない。

（注）1 イギリスでは、絵画・ヨットのような高額なものが保険の対象となっている場合には、「保険金－損害額」に対して、キャピタル・ゲイン税が課税される。

2 ドイツにおいては、原則として動産・建物等の対物にかかる保険に関しては控除されない。

（出所）税制調査会関係資料集。

9-42 退職所得の課税方式（平成12年5月19日税制調査会）

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

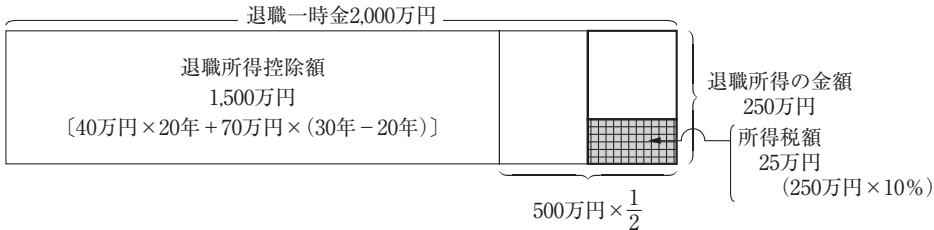
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで	1年につき40万円	勤続年数20年超	1年につき70万円
-----------	-----------	----------	-----------

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—
900 〃	20%	33万円
1,800 〃	30%	123 〃
1,800万円超	37%	249 〃

（例）勤続年数30年の場合



（出所）税制調査会関係資料集。

9-43 各国における退職金課税（未定稿）（平成12年4月14日税制調査会）

各国における退職金課税（未定稿）

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1985年12月31日以前に50歳以上に達していた者についてのみ、10分10乗等の特例措置が認められる。 $\left[\begin{array}{l} \text{給付額から一定額を差し引いた額の10分の1に独自の税率表をあてはめて算出した税額を10倍する。} \end{array} \right]$	30,000 ポンド（540万円）の控除が認められる。	3分3乗方式 $\left(\begin{array}{l} \text{退職金の3分の1に他の所得を合算し、算出した所得税額から、他の所得のみで算出した所得税額を引いた額の3倍を退職金に係る所得税額として課税する。} \end{array} \right)$	20,000 フラン（36万円）の控除が認められる。

邦貨換算率は、1 ポンド＝180円、1 フラン＝18円。

（出所）税制調査会関係資料集。

9-44 我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要

（平成12年4月21日税制調査会）

我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 掛金					
(1)事業主負担分	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)
(2)被用者負担分	全額を所得から 控除 (社会保険料控 除)	所得から全く 控除しない	所得から全く 控除しない	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得か ら控除
(3)自営業者負担分	全額を所得から 控除 (社会保険料控 除)	1／2を所得 控除	所得から全く 控除しない	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得か ら控除
2. 年金給付金 老齢年金	課 税	課 税 (注2)	課 税	課 税 (注3)	課 税
給付金に対する控除	公的年金等控除	な し	な し	な し	あ り

(注) 1 いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。

2 所得計算上の特例措置がある。

3 給付金の一定割合が課税される。

(出所) 税制調査会関係資料集。